

あとがき

編集顧問

糸満盛憲
越智隆弘
小野啓郎
竹光義治
守屋秀繁
富田勝郎
山室隆夫
矢部 裕

編集主幹

菊地 臣一
編集委員
黒坂昌弘
清水克時
高岸 憲二
土屋弘行
戸山芳昭
内藤正俊
吉川 秀樹

編集同人

井形高明
生田義和
井樋栄二
岩田 久
岩本幸英
大井利夫
小野村敏信
加藤博之
金田清志
腰野富久
紺野慎一
楠田喜三郎
酒 匂 崇
桜井 実

澤村 誠志
田辺剛造
田畑四郎
玉置哲也
中村耕三
馬場久敏
浜西千秋
廣谷速人
佛淵孝夫
三笠元彦
三浦隆行
持田讓治
山田治基
吉川靖三

物理学者の寺田寅彦(1878-1935)は、1923年9月1日の関東大震災の直後「天災は忘れた頃に来る」「人間は何度同じ災害に会っても決して利口にならぬものである」と述べています。大震災のみならず、日常の誤診や医療ミスに置き換えても通じる含蓄の深い言葉だと思います。

初期の診断・治療の誤りが直接生命予後に影響を与える骨軟部腫瘍においては、腫瘍の見逃しや不本意な治療例を時に経験し、痛い思いをすることがあります。骨軟部腫瘍は、1例1例の経験の積み重ねが最も大切であり、失敗が起きた時ではなく、起きていない平時から、日々緊張感を持って診療に臨む必要があります。中でも骨肉腫は、整形外科医の日常診療において、見逃しは許されない重要疾患です。骨肉腫の発見の歴史は古く、すでに5000年前のエジプトのミイラから、3例の骨肉腫がX線検査により発見されています。また、ペルーのインカ遺跡のミイラや先史ハワイアンの人骨資料からも骨肉腫が発見されています。特に、骨形成が強い症例では保存が良好で、スピクラ状骨膜反応などが原型に近い状態で残っています。本邦でも、縄文時代の福島県三貫地貝塚や古墳時代の大分県木の上古道古墳から、転移性骨腫瘍を疑う骨がいくつか発掘されています。江戸時代には華岡青洲が自らの症例集に手書きで種々の骨腫瘍を記録していますが、この中にも骨肉腫らしい腫瘍『骨瘤』が記載されています。このような国外、国内の貴重な過去の歴史、遺産を謙虚に研究し、今後の診療や研究に役立てることが現代に生きるわれわれの使命であると思います。

今月号の論述および臨床経験では、『骨肉腫の治療効果判定における画像評価』、『骨外性骨肉腫に対する化学療法』が取り上げられています。この機会に、骨肉腫の最新の知見を再確認し、理解を深めていただけたら幸いです。「最新基礎科学/知っておきたい」では、『セマフォリン』を解説していただきました。セマフォリンは、骨代謝のほか、免疫反応、神経の再生、血管形成、癌の進展など様々な領域で重要な役割を果たしており、整形外科の多くの疾患においても、今後、必ず注目されていく分子であると思われます。また、「整形外科/知ってるつもり」では、『類骨骨腫のラジオ波焼灼術』、『臨床経験』では、『工学系動作解析』など、医工連携による新技術の紹介がされています。『木村氏病』他3編の「症例報告」は、稀少ではありますが、いずれも整形外科医にとって有益な報告であり、ぜひ知っておくべき疾患と考えます。バラエティに富む本号を楽しんで下さい。

(吉川秀樹)

臨床整形外科 (第46巻第8号)

2011年8月25日発行(毎月1回25日発行)

定価 2,520 円(本体 2,400 円+税 5%)

2011 年 年間購読料(税込, 送料弊社負担)

冊子のみ 29,400 円

冊子+電子版 38,300 円

電子版/個人 29,400 円

電子版/共有 33,810 円

E-mail rinseige@igaku-shoin.co.jp

Web <http://www.igaku-shoin.co.jp/mag/rinseige>

発 行 株式会社 医学書院

代 表 者 金原 優

〒113-8719 東京都文京区本郷 1-28-23

電話 編集室直通 (03)3817-5702(担当:石井・山崎)

販売部直通 (03)3817-5659・5660

ファクシミリ (03)3815-7802

振替口座 00170-9-96693 番

印刷所 (株)アイワード 電話 (011)241-9341

広告申込所 (株)医薬広告社 電話 (03)3814-1971

・ Published by IGAKU-SHOIN Ltd. 1-28-23 Hongo, Bunkyo-ku Tokyo © 2011, Printed in Japan.

・ 本誌に掲載する著作物の複製権・翻訳権・上映権・譲渡権・公衆送信権(送信可能化権を含む)は(株)医学書院が保有します。

・ 本誌を無断で複製する行為(複写, スキャン, デジタルデータ化など)は, 「私的使用のための複製」など著作権法上の限られた例外を除き禁じられています。大学, 病院, 診療所, 企業などにおいて, 業務上使用する目的(診療, 研究活動を含む)で上記の行為を行うことは, その使用範囲が内部的であっても, 私的使用には該当せず, 違法です。また私的使用に該当する場合であっても, 代行業者等の第三者に依頼して上記の行為を行うことは違法となります。

・ **JCOPY** <(株)出版者著作権管理機構委託出版物>

本誌の無断複写は著作権法上での例外を除き禁じられています。複写される場合は, そのつど事前に(株)出版者著作権管理機構(電話 03-3513-6969, FAX 03-3513-6979, info@jcopy.or.jp)の承諾を得てください。